

高水公告 第 8 号

公募型見積り合わせを以下のとおり執行する。

令和 8 年 3 月 1 0 日

高槻市企業管理者 西 岡 博 史

公募型見積り合わせ要綱

1 業 務 名	令和 8 年度量水器廻り等修繕単価契約
2 業 務 場 所	高槻市市内一円
3 業 務 概 要	量水器廻り等修繕 2 0 工種（昼間、夜間、早朝・早晩）
4 契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで
5 参 加 資 格	<p>次に掲げる要件を全て満たしている協同組合あるいは共同企業体（以下「共同企業体等」という。）であること。</p> <p>1 共同企業体等の代表者及び構成員（以下「構成員等」という。）共通の要件</p> <p>(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 本市の令和 8 年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 （ただし、必要書類が提出されていること。また、令和 8 年度新規登録業者でないこと。）</p> <p>(3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。）</p> <p>(5) 市内業者（高槻市内に本店を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の第 1 希望で管工事に登録されていること。</p> <p>(6) 高槻市指定給水装置工事事業者であること。</p> <p>2 共同企業体等の結成にあたっては、以下の条件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 1 共同企業体等は、市内業者の 3 者以上で構成すること。</p> <p>(2) 各構成員等は 2 以上の共同企業体等の構成員ではないこと。</p> <p>(3) 前年（令和 7 年 1 月から令和 7 年 1 2 月まで。以下同じ。）の構成員等合計の給水装置工事申し込みによる竣工検査の合格数が 1 0 0 件以上であること。</p> <p>(4) 前年の構成員等合計の給水装置工事申し込みによる竣工検査総数に対する不合格数の率が 1 パーセント以下であること。</p>
6 見 積 り 合 わ せ 参 加 資 格 審 査 申 請	<p>1 見積り合わせ参加を希望するものは、次の書類を提出し、本市の見積り合わせ参加資格の審査を受けること。書類の提出は、高槻市水道部総務企画課への持参のみとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。</p> <p>(1) 公募型見積り合わせ参加申出書</p> <p>(2) 見積り合わせ参加資格審査申請書（共同企業体のみ）</p> <p>(3) 共同企業体協定書（共同企業体のみ）</p> <p>(4) 委任状及び使用印鑑届（共同企業体代表者のみ）</p> <p>(5) 経営事項審査結果通知書の写し（本業務公告日現在、最新のもの）</p> <p>(6) 配置予定主任技術者の公的雇用証明の写し</p> <p>（(1)～(4)については、本公告掲載ページ中の様式）</p> <p>2 公募型見積り合わせ参加申出書等の提出等</p> <p>(1) 受付期間 : 令和 8 年 3 月 1 9 日 午後 5 時 0 0 分 まで</p> <p>(2) 受付場所 : 高槻市水道部 3 階 総務企画課 財務管理チーム に持参</p>

見積り合わせ 7 参加資格の審査	(1) 参加資格審査申請の提出書類により見積り合わせ参加資格を審査し、その結果を令和8年3月23日までに各共同企業体等の代表者に通知する。 (2) 見積り合わせ参加を認めない申請者には、別途、理由を付した書面を交付する。
仕様書等に対する 8 質問及び回答	(1) 質問の方法 : 仕様書等に対する質問がある場合は、本公告の掲載ページ下部の「お問い合わせフォーム」により質問すること。なお、見積り合わせ手続に関する質問は電話(072-674-7953)にて随時受付を行う。 (2) 質問受付日時 : 令和8年3月13日 午後1時から 午後5時00分まで (3) 回答日時及 び方法 : 令和8年3月16日 午後5時00分までに本公告掲載ページ中に質問及び回答を公開する。
9 成立の条件	見積り合わせ参加者数が2に満たない場合は、見積り合わせ不成立とする。
10 保証金	(1) 契約保証金 : 必要 (契約単価に予定数量を乗じた額の5%以上。ただし、高槻市水道事業契約規程により免除とすることがある。)
見積り合わせ 11 日時等	(1) 見積り合わせ日時 : 令和8年3月26日 午前10時30分から (2) 見積り合わせ場所 : 高槻市水道部庁舎4階 入札室 (3) 見積書 : 本公告掲載ページ中に掲載 (4) 予定価格 : 非公表
無効 12 見積書の提出	(1) 本要綱に示した見積り合わせに参加する共同企業体等に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした見積書の提出。 (2) 参加資格を確認された共同企業体等であっても、見積り合わせ時点までに代表者又は各構成員等が高槻市指名停止基準に該当することとなった場合は、当該共同企業体等は参加資格を失うものとし、提出された見積書は、無効とする。
13 採用者	(1) 採用する見 積りの決定 : 見積り合わせの結果、予定価格の範囲内で、最も低い見積額を提示した者の見積りを採用する。 (2) (1)に該当す る者が複数 ある場合 : 最も低い見積り金額を提示した者が複数ある場合、抽選により採用する見積りを決定する。
14 契約書	契約書は、本市の定める様式により作成を要する。
15 その他	見積り合わせ日時に欠席した場合は、棄権したものとみなす。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

水道庁舎所在地 : 高槻市桃園町4番15号  
高槻市 水道部 総務企画課 財務管理チーム  
電話 072-674-7953 FAX 072-674-7949  
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>